

「地震被災建築物の応急危険度判定」講習会

地震による被災建築物の応急危険度判定作業を行う判定士登録のための講習会を開催します。南海トラフ地震の発生が危惧される愛媛県では、判定士が不足しており、技術者である皆様の協力が必要です。是非、当講習会の受講をお願いします。

なお、すでに応急危険度判定士として登録されている方は、再受講する必要はありませんが、判定基準の再認識や近年の関係情報を得ること、又 CPD の単位取得等ができますので、受講されることをお勧めいたします。(再受講の方は、テキスト「被災建築物応急危険度判定マニュアル (緑色の冊子)」をご持参ください)

開催日時 令和6年7月19日(金)

13:30~16:30(受付 13:00~)

講習会場 愛媛県生涯学習センター

(松山市上野町甲 650)

申込期間 6月10日~7月5日**必着**

受講料 無料 (定員 60名)

受講対象者を、
施工管理技士も
対象に拡大しと
るけん。



<対象者>

愛媛県内在住または在勤の

- ▶ 建築士 (一級・二級・木造)
- ▶ 1級建築施工管理技士
- ▶ 2級建築施工管理技士 (種別で躯体・仕上げを除く)
- ▶ 地方公共団体の職員で、建築に関する実務経験3年以上 (設計、工事監理、工事指導監督、施工管理、確認審査業務等) ※実務経験証明用紙は建築士会 HP より印刷してください。

<テキスト>

「被災建築物応急危険度判定マニュアル」

※ **新規受講者のみに配布いたします**

<講師>

愛媛県担当者

愛媛県建築士会教育事業委員会担当者



平成28年4月 熊本地震



【申込方法】

- ① **新規受講者の方は** 受講申込書と**※愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士認定申請書**を下記住所へ郵送又は持参にてお申し込みください。7月17日受講終了後に**応急危険度判定士登録証**をお渡しいたします。(※応急危険度判定士認定申請書申請書に記載の(1)(2)(3)の書類を添付して申請してください。また、応急危険度判定士認定申請書の提出に代えて、オンラインでの申請受付も可能です。詳しくは裏面「愛媛県からのお知らせ」をご確認ください。)
- ② **既に判定士の方は** 受講申込書と**応急危険度判定士登録証**をファックスしてください。

地震被災建築物の「応急危険度判定」講習会受講申込書

【申込先】(公社)愛媛県建築士会事務局 〒790-0002 松山市二番町4丁目1-5

フリガナ		生 年 月 日
氏 名		昭 和 平 成 年 月 日
種 別 (該当する□を塗り つぶしてください。)	<input type="checkbox"/> 建築士 (□一級 □二級 □木造) <input type="checkbox"/> 1 級建築施工管理技士 <input type="checkbox"/> 2 級建築施工管理技士 (躯体、仕上げ除く) <input type="checkbox"/> 地方公共団体の職員 (建築に関する実務 3 年以上)	
現住所	〒 ー	(携帯電話) (受講番号返信用 FAX)
CPD番号	38	(CPD 参加者のみ)
応急危険度判定士認定 (新規) 申請書の提出 について 該当する□を塗り つぶしてください。	<input type="checkbox"/> ①新規受講者 (以下からお選びください。) <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士認定申請書 (添付書類共) と受講申込書を郵送 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士認定申請書はオンラインでの申請 [愛媛県からのお知らせ] 参照、受講申込書は FAX <input type="checkbox"/> ②既に判定士の方 受講申込書と応急危険度判定士登録証を FAX ※当日、お手元にあるテキストを忘れずにご持参ください。	



お申込みありがとうございます。

番で受け付けました。

当日、返信された F A X を会場にご持参ください。

(7月19日(金)愛媛県生涯学習センター 受付13:00~)

[愛媛県からのお知らせ]

応急危険度判定士認定申請オンライン受付について

判定士の認定申請がオンラインで申請可能となりました。今回の講習会の申込時にも認定申請書を提出する代わりに、オンラインで申請することができます。(※オンラインで認定申請する場合も、建築士会への講習会の受講申込は必要です。)



オンライン申請はこちら https://apply.e-tumo.jp/pref-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=1353

愛媛県地震被災建築物応急危険度判定士の登録の更新について

平素より皆様には、本県の建築行政の推進についてご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、当該登録制度では、登録有効期間を5年間としております。近々有効期間が満了となる方、既に満了とされた方におかれましては、更新の手続きをお願いします。

更新時は、講習会の再受講に代え、全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページに掲載している技術資料での自主研修により更新を可能としておりますので、今回の講習の受講は更新の条件ではないことをお知らせします。また、住所等の変更が生じた場合は、変更届を県へ提出してください。

【提出先】 愛媛県土木部道路都市局建築住宅課 建築指導係

〒790-8570 松山市一番町4-4-2 TEL 089-912-2757

[愛媛県公式ホームページ]被災建築物応急危険度判定について <https://www.pref.ehime.jp/h41000/oq.html>

(参考)全国被災建築物応急危険度判定協議会ホームページ <https://www.kenchiku-bosai.or.jp/assoc/oq-index/>